

# 令和4年度 高山村児童クラブ入所受付について

令和4年4月から高山村児童クラブに入所を希望される児童の入所申込みを次により受け付けます。現在入所されていて、来年度も引き続き利用を希望する場合にも申込みが必要です。

なお、児童クラブに入所できる児童は、保護者の方等が労働等により昼間家庭にいない留守家庭児童が対象ですので、祖父母等が家庭保育できる場合には利用できません。

申請書内容を審査させていただき、条件に満たないと判断した場合は入所が不承認となる場合がありますのでご了承ください。

また、生活保護世帯、母子世帯等及び登録児童が2人目以降の場合は減免を受けられます。(裏面参照)

## ● 受付期間

令和3年11月19日(金)～12月10日(金)

## ● 提出書類 (記入漏れのないようご確認ください)

- ① 児童クラブ入所申込書
- ② 就労証明書 (就労先事業者の押印は不要とします。ただし、就労証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合は犯罪となりますのでご注意ください。)
- ③ 児童クラブ減免申請書 (対象世帯に該当する場合)

## ● 提出先

両児童クラブ 又は 高山村教育委員会

## ○ 登録できる児童の範囲

- ・ 村内に住所を有する児童
- ・ 保護者が労働等で昼間家庭にいない児童
  - 公立 高山村児童クラブ (高山小学校グラウンド 北側)  
小学校1年生から3年生
  - 私立 聖徳児童クラブ (学童保育聖徳園: 宗教法人 正安寺境内)  
小学校1年生から6年生

※ 学校の長期休業(夏休み・春休み)のみ入所を希望する場合は、村が業務を委託しています私立(学童保育聖徳園)での受け入れとなります。

なお、利用料等につきましては、1か月分の5,000円となりますので、予めご了承ください。

## ○ 利用時間

- ・ 平日 小学校下校時から午後7時00分まで
- ・ 土曜日及び小学校長期休業日 午前8時から午後7時00分まで

## ○ 休業日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 8月14日から8月16日までの日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・ 特別な事由があると認められた時は休業日を変更します

## ○ 利用料 (現行)

- ・ 利用料 月額5,000円/1人(おやつ代2,000円を含む)
- ・ 利用料は毎月、月末に口座より振替させていただきます